

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年6月11日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
みなと総合高等学校 屋内プール循環洗浄装置修繕
- 2 履行場所
横浜市中区山下町231番地
横浜市立みなと総合高等学校
- 3 契約日
令和8年4月23日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年5月1日
- 5 契約金額
146,300円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市中区太田町6番地82 第二須賀ビル3階
鳳和産業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
屋内プールの循環洗浄装置が故障し、衛生面からプールの使用が不可となった。本校の屋内プールは、世界トライアスロンシリーズ横浜大会の出場選手の練習予定会場となっており、急ぎプールの使用を再開する必要があったため、緊急契約で循環装置の修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立みなと総合高等学校